（連結留保税額の個別帰属額の計算に関する経過措置）

第十四条　新令第百五十五条の四十三第二項（連結留保税額の個別帰属額の計算）の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

相続税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百十三号

相続税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四及び第四十一条第二項（同法第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「特別障害者」を「特定障害者」に、「第四条の十九」を「第四条の二十」に改める。

第二章第二節の節名中「特別障害者」を「特定障害者」に改める。

第四条の七第一号中「特別障害者」を「特定障害者、特別障害者」に改め、同条第二号中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改める。

第二章第二節中第四条の十九を第四条の二十とする。

第四条の十八第一項中「特別障害者から」を「特定障害者から」に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「当該契約」を「当該特定障害者扶養信託契約」に、「特別障害者に」を「特定障害者に」に改め、同条第二項中「特別障害者」を「特定障害者」に、「当該申告書」を「当該障害者非課税信託申告書」に、「第四条の九第一項」を「第四条の十第一項」に改め、同条を第四条の十九とする。

第四条の十七第一項中「特別障害者の」を「特定障害者の」に、「当該申告書」を「当該障害者非課税信託申告書」に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「第四条の九第一項」を「第四条の十第一項」に改め、「次項において同じ。」を削り、同条を第四条の十八とする。

第四条の十六第一項中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同条第二項中「特別障害者に係る第四条の十二」を「特定障害者に係る第四条の十三」に改め、同条を第四条の十七とする。

第四条の十五第一項中「特別障害者が」を「特定障害者が」に、「当該申告書に係る特別障害者扶養信託契約」を「当該障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約」に改め、同条第二項中「特別障害者が」を「特定障害者が」に、「当該申告書に係る特別障害者扶養信託契約」を「当該障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約」に、「特別障害者は」を「特定障害者は」に改め、同条第四項中「申告書」を「障害者非課税信託に関する異動申告書」に、「特別障害者に係る第四条の十二」を「特定障害者に係る第四条の十三」に改め、同条を第四条の十六とする。

第四条の十四第一項中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「当該契約」を「当該特定障害者扶養信託契約」に、「当該申告書」を「当該障害者非課税信託申告書」に、「第四条の九第一項第四号」を「第四条の十第一項第四号」に、「特別障害者は」を「特定障害者は」に改め、同条第三項中「当該申告書」を「当該障害者非課税信託廃止申告書」に、「第四条の九第一項第四号」を「第四条の十第一項第四号」に改め、同条を第四条の十五とする。

第四条の十三第一項中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「当該申告書」を「当該障害者非課税信託申告書」に、「第四条の九第一項第四号」を「第四条の十第一項第四号」に、「特別障害者は」を「特定障害者は」に改め、同条第三項中「当該申告書」を「当該障害者非課税信託取消申告書」に、「第四条の九第一項第四号」を「第四条の十第一項第四号」に改め、同条を第四条の十四とする。

第四条の十二中「特別障害者の」を「特定障害者の」に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「当該申告書」を「当該障害者非課税信託申告書」に改め、「六千万円」の下に「（特定障害者のうち特別障害者以外の者にあつては、三千万円）」を加え、「特別障害者が」を「特定障害者が」に改め、同条を第四条の十三とする。

第四条の十一の見出し中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同条第一号中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「当該契約」を「当該特定障害者扶養信託契約」に、「特別障害者の死亡後六月を経過する日」を「特定障害者の死亡の日」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　当該特定障害者扶養信託契約に、当該特定障害者扶養信託契約に基づく信託は、取消し又は合意による終了ができず、かつ、当該信託の期間及び当該特定障害者扶養信託契約に係る前号の受益者は変更することができない旨の定めがあること。

第四条の十一第三号中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「特別障害者に」を「特定障害者に」に、「特別障害者の」を「特定障害者の」に改め、同条第四号中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同条第五号中「特別障害者扶養信託契約に、当該契約」を「特定障害者扶養信託契約に、当該特定障害者扶養信託契約」に改め、同条を第四条の十二とする。

第四条の十第六号中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「特別障害者の」を「特定障害者の」に、「当該契約」を「当該特定障害者扶養信託契約」に改め、同条を第四条の十一とする。

第四条の九第一項中「特別障害者は」を「特定障害者は」に、「当該申告書に」を「当該障害者非課税信託申告書に」に、「特別障害者扶養信託契約の」を「特定障害者扶養信託契約の」に、「おいて当該契約」を「おいて当該特定障害者扶養信託契約」に改め、同項第一号中「当該申告書」を「当該障害者非課税信託申告書」に、「特別障害者の氏名及び」を「特定障害者の氏名、」に改め、「居所」の下に「及び当該特定障害者が特別障害者又は特別障害者以外の特定障害者のいずれに該当するかの別」を加え、同項第二号中「特別障害者を」を「特定障害者を」に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同項第三号中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「当該契約」を「当該特定障害者扶養信託契約」に改め、同項第四号及び第五号中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同条を第四条の十とする。

第四条の八を第四条の九とし、第四条の七の次に次の一条を加える。

（特別障害者以外の特定障害者の範囲）

第四条の八　法第二十一条の四第一項に規定する精神に障害のある者として政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　所得税法施行令第十条第一項第一号及び第二号（障害者及び特別障害者の範囲）に掲げる者

二　所得税法施行令第十条第一項第七号に掲げる者のうち、その障害の程度が同項第一号に掲げる者に準ずるものとして同項第七号に規定する市町村長等の認定を受けている者